

青森公立大学転学科に関する規程

平成21年4月1日

規程第105号

改正 平成28年 2月規程第 3号

改正 令和 元年 7月規程第29号

(趣旨)

第1条 この規程は、青森公立大学学則（平成21年規程第1号）第32条の規定に基づき、転学科について必要な事項を定めるものとする。

(転学科の時期)

第2条 転学科は、1年次から2年次への移行の際に許可する。

(転学科の願出)

第3条 転学科を希望する学生は、転学科許可願（別記様式）を1年次秋学期期末試験終了日までに学部長に提出するものとする。

(転学科に係る面談)

第4条 前条の規定により転学科を願い出た者（次条において「転学科志願者」という。）は、学生担当補佐及び転入を希望する学科の担当教員の面談を受けるものとする。

(転学科の許可)

第5条 転学科は、転学科志願者が次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、転入を希望する学科において受入れが可能と判断された場合に許可する。

- (1) 転学科の理由として自らのキャリア形成における明確な計画性を有すること。
- (2) 1年次に開講されたすべての必修科目を修得し、かつ、累積GPAが3.70以上であること。

(卒業要件)

第6条 転学科を許可された者は、転入先学科の卒業要件に係る所定の科目及び単位を修得しなければならない。

- 2 転学科前に修得した単位の科目が転入先学科で開設されている場合又は同学科において開設されていないが同学科の科目と同一若しくはこれに代わると認められる場合は、当該修得した単位は、卒業要件単位数及びGPAに算入する。
- 3 前項の規定に該当しない科目で既に修得した単位は、自己啓発科目として卒業要件単位数及びGPAに算入する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規程の施行の日前において、学則第8条、第13条及び別表改正に伴う経過措置に関する規程等を廃止する規程（平成21年青森公立大学規程第2号）による廃止前の青森公立大学転学科に関する規程（平成21年青森公立大学規程第1号）の規定に基づきなされた転学科の許可その他の行為は、この規程の相当規定に基づきなされたものとみなす。

附 則（平成28年規程第3号）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規程は、平成28年度以降に入学した者に適用する。

附 則（令和元年規程第29号）

(施行期日)

- 1 この規程は、令和元年7月12日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規程の施行の際現に存するこの規程の改正前のそれぞれの規程に定める様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

